

2024年9月10日

各位

東京都港区港南一丁目8番15号
飛島建設株式会社
代表取締役社長 乗京 正弘

株式譲渡制限規定設定の定款変更に係る公告

当社は、2024年6月27日に開催された当社の第81回定時株主総会において承認可決された株式移転の効力発生後、2024年10月1日付で定款を変更して、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、公告いたします。

以上